

ピグーにおける正義——ミルの功利主義体系における内在的正義を手掛かりに

山崎 聡（日本学術振興会特別研究員）

緒論

本稿では、功利主義原理の再解釈を通じて、正義を同原理に内在的に位置づけ、その観点からピグーにおける正義を再構成する。通常理解であれば、功利の原理と正義の原理とは互いに独立であり、前者は理論的に後者を説明できないとされ、それ故、少数の犠牲によって総効用が増大するならば、それが容認されるなどと考えられ、或いは、（例えば規則功利主義のように）限界効用逓減の法則と総効用最大化の規準に訴えて正義（を含んだ規則一般）を正当化するというような見解が典型であるが、本稿で取る解釈は、何れとも異なる。本稿では、ミルの正義論と比較しつつ、J.O.アームソンの功利主義再解釈の観点を融合させて、ピグーの正義の基礎づけの論理を考察する。

分析

功利主義における、従来の典型的な正義の議論は、効用関数の一様性と限界効用逓減の仮定に頼って、人々の間で公平に配分したほうが、総効用が高くなる故に正義が正当化されるというものであり、そのような議論において、ピグーの第二命題が参照されるケースも存在する。だが、本稿においては、もっとピグーにおける正義の本質に迫る箇所に注目する。

それは、『厚生経済学』第 部における「国民的最低水準」の議論である。ピグーは次のようにいう。「……最低生活水準とは正確に何を意味するものとするべきかについて明白な観念を得ることが望ましい。それは主観的な最低満足ではなくして、客観的な最低条件であると考えねばならない。……最低水準の中には、家屋の設備、医療、教育、食物、閑暇、労働遂行の場所における衛生と安全の装置等についてある一定の量と質とが含まれる。更に、最低水準とは絶対的なものである。」(Pigou 1952,759. 下線引用者)ピグーは、更に次のようにいう。「これ〔最低水準〕を確保するために相対的富者から相対的貧者への資源の移転がどれ程であろうとも、国民所得の大きさへ及ぼすかもしれない有害な結果を顧みることなく、必要とせられるという点で一般的に一致している。……この政策は分析によって正当化される。即ち、もし我々が、極端な欠乏から個々人の蒙る悲慘が無限に大きいと信ずるならば、それ〔資源の移転〕は、全体として経済的厚生に資することができるという意味において正当化される。何故かという、その際極端な欠乏をなくすることの善さは、分配分の減少が起こった場合に生ずるかもしれない何らかの害悪とは通約不可能であるからである。」(Pigou 1952,760-1. 下線引用者)そして、「国民的最低水準によって、生活の全部門における客観的最低水準——如何なる市民であってもそれ以下に落ち込むことを許してはならない——という意味が理解される」(Pigou 1912,)ので、政府には「最低水準を制定して、如何なる個人も如何なる事情においてもそれ以下に低下させないように」(Pigou 1952,758-9. 下線引用者)配慮する義務が生じる。つまり、「悪い結果から防いでやることが国家の義務」(Pigou 1952,760. 下線引用者)なのである。

ところで、議論を進める前に、ある重要な点を一つ述べておきたい。先の引用において、

最低水準の保障が「全体として経済的厚生に資する」と述べられていたが、実際は違うようである。最低水準の意図するものは、経済的厚生ではない(山崎 2003, 43)。何故なら、最低水準が「主観的な最低満足」ではなく、「客観的な最低条件」であるからである。それは「必要 needs」(Pigou 1952, 759)の充足である。ピグーは何箇所かにおいて、「必要」の基準に訴えている。「非常に不平等な所得配分が害悪である理由は、その結果として、緊要さの大きい必要が無視され」(Pigou 1937, 21)ることによって、人々が「不適当な食料、衣服、家屋、教育しか享受できないことになる」(Pigou 1937, 21)からである。先に挙げた「最低水準の中には、家屋の設備、医療、教育、食物、……」との類似性は明らかである。結局、各人に保障される最低水準とは、経済的厚生ではなく、「必要」の充足である。

上掲のピグー自身による最低水準に関する叙述に戻ろう。ミルの議論との類似性は明らかであろう。ピグーのいう必要の充足とは、大体において、ミルでいう「絶対的な功利」(馬渡 1995, 357)に対応していると解される。馬渡が指摘した、ミルの正義の解釈において重要となる「絶対性」「無限性」「通約不可能性」の観念は、上記のピグーの言明にも明瞭に存在している。一見すると、「これに対応して、各個人は、保障を享受する『権利』を平等に持つことになる」(山崎 2003, 45)と思われるが、義務(とそれに対応した権利)の基礎づけに問題がある。ここにおいても、ハートの批判は当てはまる。ハートによると、ミルは「一般的功利が……個人的権利の基礎である、という理論を如何なる箇所でも証明しておらず、証明を試みてさえいない。というのも、利益の集合として捉えられた一般的功利は、社会の全成員に……基本的権利を平等に分配することにより最大化される、という点を彼は立証していない」(Hart 1983, 190)からであるが、ピグーもミルと同様の課題を抱えていることになる。

上述の言明をもう少し詳細に検討してみよう。前節のミルの議論と平行して、ピグーの文脈においても、「絶対的」とは「人にとって欠かせないということ」、そして「無限(に大きい)」とは「かぎりない苦痛になるということ」という意味(馬渡 1995, 357)で良いが、ここにおけるピグーの「通約不可能」については無視できない点がある。ピグーは、厚生(善)は大小の下に置かれ、(存在論的観点というよりは、規範的または実践的観点から)個人内・個人間比較の可能性を支持していた(Pigou 1952a, 66)。そして、ピグーにおいて、厚生即ち善の大きさ、内在的価値は直覚的観念によって測定されるものであった(同じ量の満足でも伴う善の量は異なるといった例)。つまり、(内容はどのようなものであれ)諸個人の持つ厚生は、規範的・実践的要請により、最終的には、(直覚的な)善の量に一元化されるというのがピグーの主張である(Pigou 1908, 110)。従って、諸個人の厚生同士は、論理的には「通約可能」なのである。だが、既に明らかなように、最低水準の文脈では、「通約不可能」だとピグーは述べている。この不整合はどう解すべきであろうか。善観念に一元化される、通約できるはずの諸個人の厚生が、通約できないとしたピグーの含意は何であろうか。

それは、要するに、各人に最低水準を保障する義務は、総厚生の量という倫理的価値の大小に拘わりなく成立しなくてはならないということを含意しているのである。つまり、価値(効用)と当為(義務)とが乖離していることを示している。従来の功利主義理解からすれば、これは不整合である。だが、ここにおいて、以下で詳述するように、倫理学における非

常に重要な原理的問題が含まれていると解されるのである。

取り敢えず、以上の分析によれば、正義と関わりがあると思われる最低水準を巡っては、ピグーによる二重の正当化（基礎づけ）が混在していると解釈できる。一つは、イクスプリシットな基礎づけで、（悲慘が無限だとされる）従来の典型的な限界効用逓減に頼る方法である。もう一つは、インプリシットなもので、「通約不可能」に訴える方法である。周知のように、前者の方法は既に死亡宣告が下されている。後者の通約不可能性に訴える正当化の方法は、上述した価値の論理と義務の論理との論理的区別に基礎を置くものである。以下で説明しよう。そのためには、ピグーの議論を一旦離れて、アームソンを参照する必要がある。この論点を最初に考察したのが彼である。

価値の論理と義務の論理

「聖人と英雄 Saints and Heroes」(Urmson 1958)において、アームソンは「倫理的価値」と「当為」との論理的関係の再考を促している。その後の倫理学研究では、アームソンのこの論点は殆ど掘り下げられることはなかったようであるが、平尾(1992; 2000)はこれに着目し、功利主義体系において理論的に拡張した。

アームソンは、幾ら倫理的価値が高くとも、それが義務だとは看做されない（逆に倫理的価値の如何に拘わらず義務と看做される）事実があることを指摘し、「価値（善・正）」と「義務（当為性）」との論理的区別の必要性を示唆した。アームソンがそのように区別を促した理由は、彼の「倫理」それ自体の存在意義に対する根源的認識にある。つまり、特定の倫理学説にコミットするのではなく、元来、人間にとって、倫理がどのような意味を有するのか、という見地から上記の論理を基礎づけようと試みているのである。「……道徳とは、人間の必要 needs に貢献すべきもの」であり、「道徳律は、人類の福祉 well-being に実際に貢献すべきものである」(Urmson 1958, 69) という見解が、アームソンの基本的認識である。では、倫理に対する人間の「必要」とは何であるか。それは、「社会（共同）生活」を持続可能ならしめることである。「義務に纏わる非常に厄介な諸問題があるであろうが、それらは、通常、究極善の正確な裁量によって決定されるような問題としては現れない。道徳的規準として真っ先に思い浮かぶ、正直、約束の遵守、殺人、窃盗、暴力の禁止のような規準は、最高善による裁量が不適当であるかのように思わせる。ここでは、ムアのいう善やミルのいう幸福が、果たしてそれらの規準によって実現されるかどうかを議論する必要はない。寧ろ、それらの規準がないとしたら、社会的生活は持続不可能となり、どの人の人生も孤独で、貧しく、卑しく、動物的で、儚いものになるだろうということを認識するだけで十分である。」「ミルが述べたように、もしも義務というものが、債権と同様に、人々に強制できるものであるとすれば、それは、義務が共同生活のための最低（ミニマム）条件であるからである。義務を超えた積極的な貢献を為す行為群はそのように強制できるものではない。」(Urmson 1958, 68)「……社会生活のための持続可能な基礎のみを形成するものとして普遍的に要求するために、我々は義務を必要最小限の条件だと看做しても良い。道徳のより高次な展開は、普遍的に強制できる範囲を超えた、より積極的な貢献として理解することが出来る。」(Urmson 1958, 73. 下線引用者)「……約束の遵守のような基本的義務の遂行に関して、各人は強いられるという

考えに異論はない一方で、それを超えた英雄的行為を為すように強いられることに対しては、何がしかの恐怖が抱かれる。よしんば、各人がその英雄的行為をするように道徳的に要求されていると感じることがあるとしても、他者のために自己を犠牲にするよう、各人に強いことは、道徳の名を借りた暴力となるであろう。」(Urmson 1958,72)

以上のアームソンの主張を纏めると次のようになる。どのような学説であれ、倫理の存在意義は、人々の「福祉」と「必要」にある。その「必要」とは社会（共同）生活の維持である。そして「義務とは主に忍耐不可能な事態の回避に関わっており、他方、それ以外の道徳的行為はもっと積極的な目的を持っているということで、我々は満足できる。」(Urmson 1958,72-3) アームソンが考える義務とは、窃盗、暴力、殺人の禁止や嘘をつかないこと（正直）といった類のものであり、大体において、既存の価値を破壊しないこと、または現状を維持し保存するという消極的な機能を持つ。いわば「消極的な倫理的価値」の保障である。これに対して、義務ではない倫理的価値は、「積極的な目的」であり、「積極的な倫理的価値」と呼ぶことができる（平尾 1992,263）。アームソンもいうように、社会的生活は消極的価値だけで持続可能であり、本来の倫理の目的もそれで殆ど果たされているはずである。では、義務だとはされない「積極的な貢献」、「積極的な目的」の意義は何であろうか。例えば、アームソンによれば義務とされる「他者の物を盗まない」という行為と非当為的な「他者に施す」という行為とでは、通常、どちらが多く倫理的価値を実現するであろうか。当然、後者である。つまり、大なり小なり「他者のために自己を犠牲にする」という、義務を越えた積極的な貢献のほうが倫理的価値が高いのである。そこで、問題となることは、倫理的価値が高いことは望ましいことである一方で、各人はそれを実現するように義務づけられるのか否か、ということである。倫理的価値の最大化、最大限の社会的有用性とは、恐らく、完全な他人肯定、つまり完全な自己犠牲を余儀なくする。だから、ミルは、自己犠牲に対して「人間に見出しうる最高の徳である」というのである。ところが、各人は、このような倫理的価値の積極化（例えば、功利主義でいうと、総効用最大化）の要求に従わなければならないのであろうか。大概の理論においては、「一般に、倫理的に望ましい行為はそのまま直ちになすべき行為〔義務〕であり」、従って、「……常に最大の善を実現すべき義務がある」（平尾 1992,237）と考えられている（Urmson 1958,66）。しかしながら、それを忠実に遂行しようとするならば、各人において自己の存在を否定することが義務となる事態も起こり得る。だが、過度に過酷な倫理的義務を普遍的に要求することは、倫理の本来の意義、つまり、アームソンのいう福祉と必要とに反することになるのではあるまいか。従って、義務とされる（倫理的価値の）範囲は当然限定されることになる。

以上の考察から（先にピグーの最低水準について分析した結果浮かび上がったものと同様の）次のような倫理に関する原理的所見に辿り着く。価値（善）と当為（義務・べし）との結合関係が内在的、必然的、つまり、（倫理的に）善いことが全て為されるべきであることは当然であると一般的には看做されてきたのであるが、それらの結びつきは確かに密接ではあるものの、論理的に自明ではないということである。つまり、義務の根拠は、「少なくとも善のみに、あるのではない」（平尾 1992,239）ということになる。その論拠を提示するために、

価値の論理（何が善であるか）と義務の論理（何をすべきか）との差異について考えよう．両論理間の最も顕著な違いは、「実践的制約」の有無であろう．当為（べし）は実行可能性を前提としているが、価値判断においてはそのような条件は介在しない（平尾 1992,240）．

さて、以上の考察を前提とすると以下のような重要な帰結が得られることになる．「当為とは、常にそして無条件になさねばならないということであった．それを価値体系全体或は諸価値の相互連関という観点から言い換えるならば、こうなるであろう——或る価値が当為性をもっているということは、その価値が他の価値に対して実践上の優位を占めているということ、言わば優先権をもっているということである．つまり、そのような価値は他の諸価値に優先して求められなければならない．……倫理的価値は、それが消極的なものである場合には、他の諸価値の如何に関わりなく第一に求められなければならない．他のどのような価値と対立しようとも、排他的・独占的に追求されねばならない．これに対して、それが積極的なものである場合には、そうではない．積極的な価値は当為たりえず、従って、そのような優先権をもっていないからである．」（平尾 1992,256）

本節の議論から、功利主義体系における内在的正義の基本的な論理が導出できる．功利主義は、倫理の根拠を「社会的有用性」にあると見る．しかし、上記のアームソンの議論によれば、価値と義務とは論理的に区別されるものであるので、功利主義が「義務」と看做すものは、社会的有用性の中でも基本的に「共同生活のための最小限の要求 消極的価値」のみである．この含みは簡単である．「社会は、その積極的善のために或る個人や一部の人々を犠牲にすることはできないということである．社会全体が危機に瀕しているような場合はともかく（むろんその場合でも慎重・周到な考慮を要するが）、大多数の人間の単なる生活水準の向上や娯楽などのために少数者の人権を侵害することは許されないのである．」（平尾 2000,241）確かに最大幸福は最大の倫理的価値を有し、それを実現することは正しい行為であることに違いはないが、それは義務ではない．一般的功利の実現が、ある個人の消極的価値の確保と抵触する場合、後者が優先される．それは義務だからである．従って、それに対応して、権利が発生する．それでは、一般的功利最大化の規準は無意味であるかといえば、そうではない．それは、積極的価値であるので、消極的価値が完備された後の我々の行為の指針となるものである．

再構成

ミル、ピグー両者を簡潔に比較することで、正義がどのように基礎づけられるかについて概観しておこう．既述のように、両者は同じ課題を抱えていた．従って、一方（ピグー）の課題が解決されれば、論理的には他方（ミル）の課題も解決されるといえる．

本論から理解されるように、馬渡が「『権利説』への反対論の有効な論点である」（馬渡 1995,376）と看做したミルにおける「絶対的な功利」は、ピグーにおいては「必要」の充足（最低水準）（で得られる厚生）に対応しており、何れも「絶対性」「無限性」「通約不可能性」を有し、従って、優先的に追求される拘束性が伴うとされた．ところが、権利として、平等な「絶対的な功利」や「必要」の充足（最低水準）を位置づけることには問題はなくとも、それが最大幸福、最大厚生とどう論理的に整合的に関係づけられるかは、依然、大きな問題

であった．ハートによれば，ミルはその正当化に成功しておらず，ミル擁護論においても同様であった．一方のピグーは，恣意的な仮定に依拠しながら，正義の形式（平等な権利としての最低水準）が社会的効用を最大化することを論証しようと試みたが（イクスプリシットな基礎づけ），まさにその恣意的な仮定の故に，実質的にハートの批判を乗り越えられない．

だが，本稿においては，ミル，ピグーにおける「通約不可能」を端緒に，アームソンらの論点を融合させて，功利主義における正義の基礎づけの方法（ピグーのインプリシットな基礎づけ）を提示した．それが，「倫理」それ自体の機能・効用に基づく，価値と当為（義務）の論理的区別である．その方法を援用することで，本稿では，次のような結論が得られる．

ミルにおける「絶対的な功利」，ピグーにおける「必要」の充足（最低水準）とは，凡そにおいて，消極的価値の確保であり，各人のそれに対して，社会は保障する絶対的義務を持ち，それによって権利が確立する．その義務の遂行（権利の制定）によって，社会的幸福・厚生（倫理的価値）が最大化される必要はない．各人は，義務だけを遂行すれば良く，それ以上の積極的な貢献を行うことは正しいが，任意とされる．何故なら，それが倫理に対する人間の普遍的必要や功利に合致するからである．社会的厚生の最大化は，消極的価値を超えた積極的価値の増大であり，それが望ましい，意図されることが正しいのは「価値の論理」の次元においてであって，「義務の論理」においては，それを実現すべき（義務）とはされないのである．総効用最大化のような倫理的価値は，社会成員の各人の消極的価値（権利）が完備された後，（例えば）利他的な人々や機関によって，自発的に追求される積極的価値である．義務であること（消極的価値）が義務でないこと（積極的価値）に優先されることはあり得ないというミルやピグーにおける「通約不可能性」が理解されるならば，功利主義において正義や権利が基礎づけられない（効率性のために人権が蹂躪される）というような批判に対しても十分に抗し得ると思われる．

《参考文献》（引用したものに限る）

Hart, H.L.A. 1983. *Essays in Jurisprudence and Philosophy*. Oxford: Clarendon Press.

Pigou, A.C. 1908. *The Problem of Theism and Other Essays*. London: Macmillan.

———1937. *Socialism versus Capitalism*. London: Macmillan.

———1952. *Economics of Welfare*. 4th ed. London: Macmillan.

———1952a. *Essays in Economics*. London: Macmillan.

Urmson, J.O. 1958. Saints and Heroes. In *Essays in moral philosophy*, edited by A.I. Melden. Washington: University of Washington Press.

平尾透, 1992. 『功利性原理』法律文化社．

———, 2000. 『倫理学の統一理論』ミネルヴァ書房．

馬渡尚憲, 1995. 『J.S.ミルの経済学』御茶の水書房．

山崎聡, 2003. 「ピグーの理想的功利主義の構造と厚生経済学」『経済学史学会年報』43:38-51．